

当事務所が選ばれるのには、
理由があります。
行政書士ブレースパートナーズの特長

国際業務専門の行政書士が
貴社の外国人雇用を
\しっかりご支援します。/



外国人労働者の『就労ビザ』手続

1 初回相談料は無料。着手金0円。
わかりやすく明朗な報酬体系。

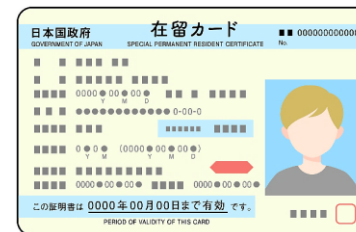
報酬額表に記載されている金額のみご請求となりますので、後から追加での上乘せ請求等は一切発生しません。

2 国際業務専門の行政書士が、
直接対応。

お客様との打ち合わせは、国際業務専門の行政書士が直接面談対応いたします。面談方法は、出張面談・ご来所面談・オンライン面談の中から自由にお選びいただけます。

3 外国人労務に関するご相談も
ワンストップ対応。

ブレースパートナーズは、行政書士事務所のみならず社会保険労務士事務所も運営しておりますので、外国人労働者に関する労働条件、雇用管理、労働保険手続などのご相談にもワンストップで対応可能です。



行政書士
ブレースパートナーズ

JR八王子駅から徒歩6分

〒192-0073
東京都八王子市寺町 49-7
TOWAビルII 301

TEL:042-649-3117 / FAX:042-649-3118

ご面談は、完全予約制となります。

営業時間	月	火	水	木	金	土
9:00-12:00	●	●	●	●	●	●
13:00-18:00	●	●	●	●	●	—

<https://visa-consulting.tokyo/>

国際業務にこだわり 12年



行政書士
ブレースパートナーズ

ご挨拶

はじめまして、
入管業務専門の行政書士
『ブレスパートナーズ』です。
中小企業の外国人雇用を、
手続き面からトータルサポート
いたします。ビザ(在留資格)に関する
ご質問等ございましたら、お気軽にご連絡ください。



**Gyoseishoshi Lawyers are the answer
your legal needs!**

就労ビザを持っている外国人が
転職希望で面接に来ました。
採用したいと思っていますが、
どのような手続きが
必要でしょうか？

現在、アルバイトで
働いてもらっている留学生を
卒業後に正社員として
雇用したいのですが、
問題ありませんか？

人手不足で困っています。
ウチのような小さな会社でも
外国人を雇用することは
可能でしょうか？そもそも
就労ビザは取れますか？

就労ビザ手続・外国人雇用支援に関する 豊富な実績

申請取次手続

お客様業種		
介護事業	小売業	人材紹介業
機械製造業	ホテル業	食料品製造業
貿易業	飲食業	その他
国籍		
ベトナム	ネパール	中国
インドネシア	タイ	台湾
フィリピン	スリランカ	その他
在留資格(ビザ)		
特定技能	技・人・国	技能
特定活動	介護	企業内転勤
高度専門職	経営・管理	その他



セミナー



出版

出版物紹介

**「特定技能」
外国人雇用準備講座**

特定技能外国人を採用する前に
チェックしておきたい50項目

ビジネス教育
出版社より
出版中!

発行日:2020.2.17
著:井出誠
ビジネス教育出版社

外国人の労務管理をワンストップサポート!

社会保険労務士
ブレスパートナーズ

外国人受入企業様・特定技能所属機関様
登録支援機関様・人材紹介会社様等

**Supporting corporate recruitment of
global human resources**

ブレスパートナーズは、行政書士事務所だけでなく、
社会保険労務士事務所も運営しております!



外国人雇用に強い社会保険労務士が

- 外国人労働者の労働条件
- 雇用管理
- 労働保険手続

などについてのご相談にも

ワンストップで対応 いたします。

外国人雇用アドバイザー契約

「外国人雇用について、いつでも気軽に相談したい!」とのご要望にお応えして、
ブレスパートナーズでは定額&低額のサポートプランをご用意しております。



Brace Partners